

市町村合併の手引き

熊本市・富合町合併協議会

目 次

1. 市町村合併とは	1
2. 今なぜ市町村合併なのか	3
3. 市町村合併の効果	5
4. 市町村合併についての懸念事項と対応策	6
5. 合併協議の全体像	7
6. 法定協議会の役割	8
【添付資料】	11
・熊本市・富合町合併協議会規約	
・熊本市と富合町の合併協議に関する経緯	
・熊本市と富合町の現況（比較）	
【参考】	21
・「市町村の合併の特例等に関する法律」（抄）	

1. 市町村合併とは

市町村合併とは、いくつかの市町村が一つになって、効率的な行財政運営や広域的なまちづくりを行なう事で、行政サービスの維持・向上を図ろうとするものです。

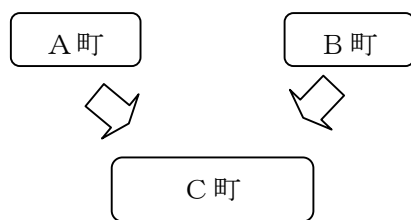
市町村合併は、地方自治法第7条に規定してある「市町村の廃置分合」（市町村の合体、編入、分割、分立の総称）に含まれる概念です。

また、市町村合併について様々な特例措置を定めている『市町村の合併の特例等に関する法律』（いわゆる合併新法）第2条においては、「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」と定義されています。市町村合併には、『新設合併』と『編入合併』の2つがあります。

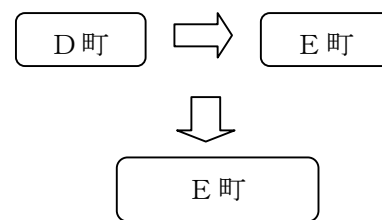
「新設合併」は、A町とB町を廃してその区域をもって新たにC町を設置する場合をいいます。すなわち、新設合併では、必ず合併前の市町村の法人格の消滅とともに、C町のように新たな法人格の発生が伴います。

「編入合併」は、D町を廃し、その区域をE町に編入するような場合をいいます。この場合、編入する市町村（E町）の法人格には何ら影響はありませんが、編入される市町村（D町）の法人格は消滅することになります。

【新設合併】



【編入合併】



新設合併と編入合併の比較

		新設合併	編入合併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 ①設置選挙において、新設合併の特例定数（定数の2倍まで）とすることができる。 ②合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任することができる。	次のいずれかによることができる。 ①増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分） ②編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り、在任することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員（合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職し、新たに選挙を行う。（選任による委員は農業委員会法に基づき選任する）	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、最長1年間、在任することができる。	編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に限り、在任することができる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。

注）農業委員会の委員については、上記以外に「農業委員会等に関する法律」の規定により、新市町村の面積が24,000haを越える場合または農地面積が7,000haを越える場合は農業委員会を複数設置することが可能。

2. 今なぜ市町村合併なのか

現在、人々の価値観は多様化し、日常生活圏が拡大するなど、そのライフスタイルは大きく変化しています。また、少子・高齢化や国際化の急速な進展など、社会経済環境も大きく様変わりしています。

さらに、本格的な地方分権社会が到来し、地方自治体は施策の選択の幅が広がる一方で、その主体的な判断と責任のもとに行財政運営を行なっていく必要があります。

市町村は、住民生活に最も身近な行政を担う基礎自治体として、ますます多様化、高度化する行政需要に的確に対応するため、なお、一層の行財政基盤の強化や効率的な行政運営体制の強化が求められています。こうした要望に応えていくためには市町村の行財政体制を見直す必要があり、その有効な手段の一つとして市町村の合併があります。

日常生活圏の拡大

あなたが通勤や通学している場所、買い物や通院などの日常生活で移動する範囲は市町村の区域を越えていませんか。住んでいる市町村と公共サービスを受ける市町村が違うことがよくありますね。昭和の大合併の頃とずいぶん環境が変わっているのに、市町村の区域はほとんど変わっていないのです。市町村合併は、私たちの生活範囲の広がり行政の区域を合わせようということなのです。

多様化する住民ニーズ

市町村はたくさんの課題を抱えています。

また、介護保険、ダイオキシン対策、IT 推進など単独市町村の取り組みだけでは対応が困難な問題が新たな課題となっています。

更に、これからの市町村には、地方分権時代を迎え、国や県から権限委譲される事務や地域特有のニーズに応える個性ある施策が求められます。

この様な質・量ともに増大する行政ニーズに対応するためには、専門の知識を有した職員が必要とされ、小規模市町村では対応が困難になりつつあります。

本格的な少子高齢化の進展

2020 年からピークを迎える老年人口に対し、生産年齢人口はすでに減りはじめており、減少一方となっていきます。また、2050 年には年少人口は昭和の合併時の約 4 割になります。なお、熊本県の高齢化は全国に比べ、7 年先を進んでいます。

少子・高齢化が行政に与える影響としては、まず税金を負担する人が減り、逆に税金によって行政サービスを受ける人が増えるということになります。例えば、介護サービスを円滑に提供するには、人材の確保や専門性の向上とともに、保険料と

サービスのバランスのとれた運営を行う必要がありますが、市町村の規模によっては十分な対応が出来ない場合が予想されます。

地方分権の推進

地方分権が実行の段階を迎え、市町村は自己決定・自己責任の原則により、国や県に頼るのではなく、住民の多様化したニーズを的確に捉え、自らの創意工夫で地域の実情にあった政策を立案し、議会・住民にわかりやすく説明するなど自立した行財政体制の構築が必要とされています。

厳しさを増す財政状況

国、地方ともに厳しい財政状況にあります。

「市町村の行政サービスで特に困っていない」という意見もありますが、国と地方は、将来につけを残すこととなる、借金を重ねながら対応しているのが実態です。

今の財政状況から考えると、地方交付税等の国からの財源が、将来にわたって同じように確保されることは極めて難しいと考えざるを得ません。

熊本県の市町村は、平成 18 年 3 月末には、財政力の弱い 1 万人未満の町村が県全体の 33%、5 千人未満の町村が 10%を占めることとなります。国からの財源に依存している割合の高い熊本県の市町村は、国の財政の動きに大きく影響を受けることとなります。

基本的な行政サービスは、人口の規模にかかわらず同じ水準で提供する事が求められるため、人口規模の小さい市町村ほど住民 1 人当たりの歳出額が多くなります。厳しい財政状況の中で、保健・福祉・消防などの基本的な行政サービスを将来にわたって維持するためには、現在の規模を拡大して効率的で効果的な行財政体制の整備を行なう事が求められています。

広域行政の限界

現在、自治体は一部事務組合、広域連合などの広域行政を駆使することによって広域的な事務処理を行い効率化を図っています。広域行政は特に自治体共通の事務、例えば廃棄物処理、保健・衛生事務や、上水道、消防などのスケールメリットを追求すべきサービスにおいて適しているシステムといえます。

しかし、市町村間の調整・手続きに手間取ることや、住民にとって身近でなく責任が不明確である事などの限界があり、全ての業務について有効な手段とはいえません。また、事業ごとに小さな一部事務組合が設置されるなどの問題があります。

市町村合併は、自治体の枠をなくすことで意思決定、事業実施などの一元化が図られることから効率的、一体的な行政施策を展開するうえで、より効果的であるといえます。

3. 市町村合併の効果

市町村の合併は、豊かな高齢社会を迎えるための社会福祉等、住民に身近な行政サービスの向上、地域の一体的な整備、市町村の行財政基盤の強化等を図るために有効かつ適切な方策であり、具体的には、次のような多くのメリットが期待されています。

広域的な観点にたまたまづくりができます

類似した公共施設が重複して整備されたり、維持管理費がかさんだりする問題が解決される一方で、住民にとって利用しやすく充実した各種公共施設を地域全体にバランスよく配置することが可能になります。

公共施設の広域的な利用が可能となり、暮らしが便利になります

これまで各市町村が整備してきた各種公共施設を、より広い範囲の住民の方々が利用できるようになります。

また、利用可能な窓口を増やし、情報通信ネットワークを整備することにより、より便利な窓口サービスの提供を受けたり、住居や勤務地、買い物先の近くなどでも利用が可能となります。

なお、小・中学校では、旧市町村界を超えた通学区域の見直しにより、生活の実態に即した通学区域を設定できます。

行財政基盤の強化・効率化、行政サービスの高度化・多様化が図れます

それぞれの市町村の総務や企画部門等が集約されることで管理経費が削減され、その削減された経費や余裕が生まれた人材を、環境問題や保健、福祉などの直接的な住民サービス部門に充てたりできるなど、今必要とされる分野への効率的、重点的な対応が可能となります。

また、規模が大きくなれば専門的な分野に対応できる人材を広く求めることも可能となり、介護保険・情報化・環境問題等、専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能となります。

地域のイメージアップ

より大きな市町村の誕生が、地域のイメージアップにつながり、若者の定住や企業の誘致、大学・研究機関の進出、重点プロジェクトの誘致などが期待できます。

特に町村地域が「市」になることは、イメージアップにつながるのではないのでしょうか。なお、平成22年3月31日までの合併については3万人以上でも『市となるべき要件の特例』を受けられます。

4. 市町村合併についての懸念事項と対応策

市町村合併によって心配される事柄もあります。しかし、いろいろと考えてみると、努力すれば克服できる問題ではないでしょうか。

中心部だけが発展して、周辺の地域が取り残されることはないのですか？

法定協議会の中では、関係住民の意見を踏まえながら合併後の将来ビジョンである「合併市町村基本計画」が策定されますが、このビジョンの中に、周辺地域にも十分配慮した均衡ある発展が図られるようさまざまな知恵を織り込むことが必要です。

住民の声が届きにくくなりませんか？

合併新法では合併後、旧市町村単位に「地域審議会」を設置し、新市町村が合併市町村基本計画に基づいて地域間のバランスをとったまちづくりを進めているかなどのチェック等を行うことができます。

また、地域審議会の他、地域の意見を行政に反映するなど住民自治の強化等を推進する制度として「地域自治区」・「合併特例区」があります。

市役所や役場が遠くなって、今よりも不便になりませんか？

合併前の市役所や役場は、合併後も「支所」などとして残すのが一般的です。また、支所の機能についても本庁と支所をオンライン化することにより、いろいろな場所から申請や証明等が行えるようになるなど、これまで以上に窓口サービスの充実を図る事が可能となります。

公共料金が高くなることはないのですか？

合併前の市町村間で使用料や手数料などの公共料金の額に違いがあるときは、多くの場合、住民の不利益にならないことを基本として調整が図られています。

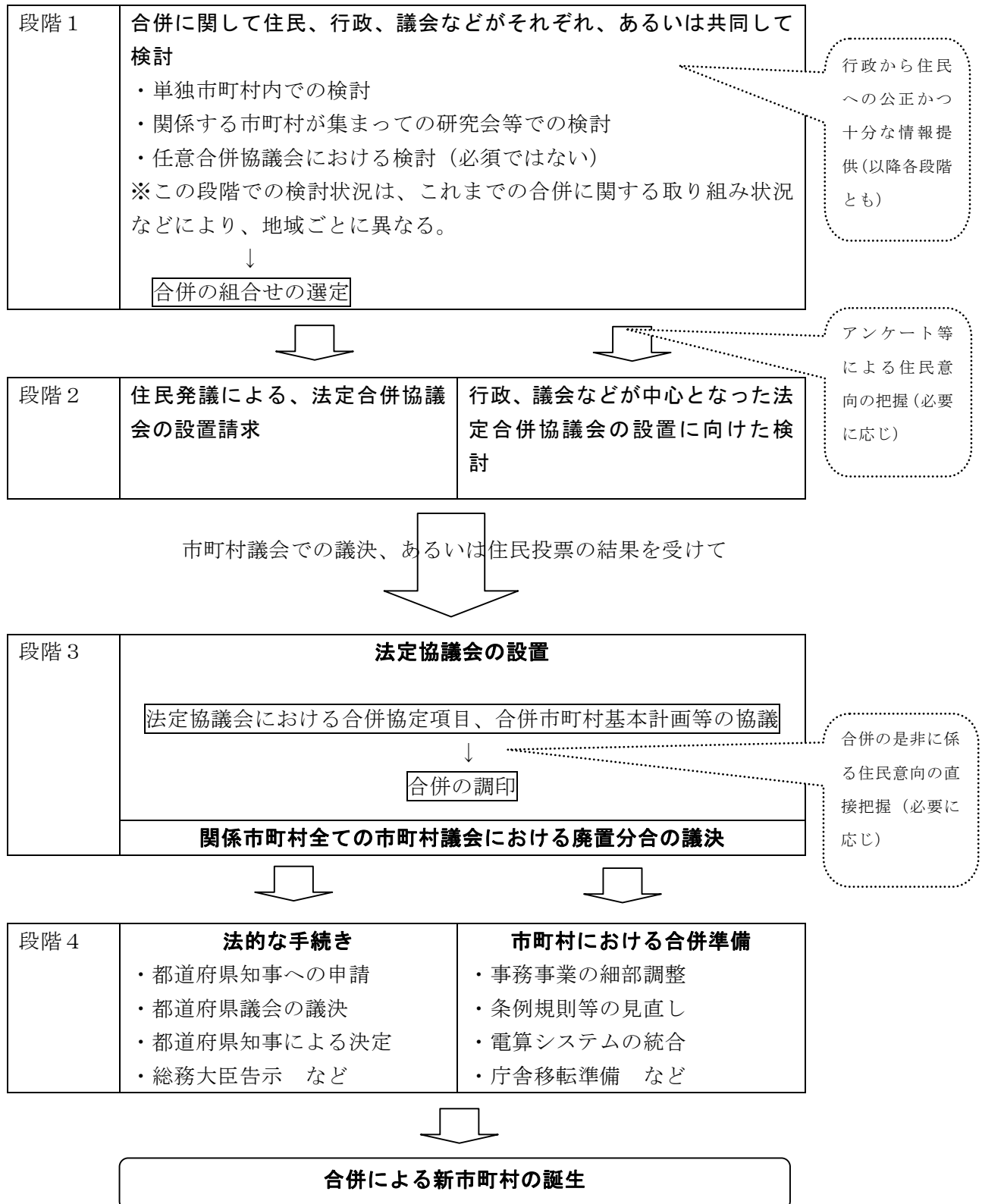
地域の個性や伝統が失われることはありませんか？

合併が直接の原因となって地域の個性や伝統が希薄になるということはありません。今までの歴史や伝統を新市町村の貴重な財産としながら、広域的に交流することによって、今まで以上に魅力あるまちづくりを進めていくことが可能です。

5. 合併協議の全体像

合併協議会における協議に入る前段階から合併に至るまでの大まかな流れを整理すると、以下のようになります。

合併協議に関する基本的な流れの例



6. 法定協議会の役割

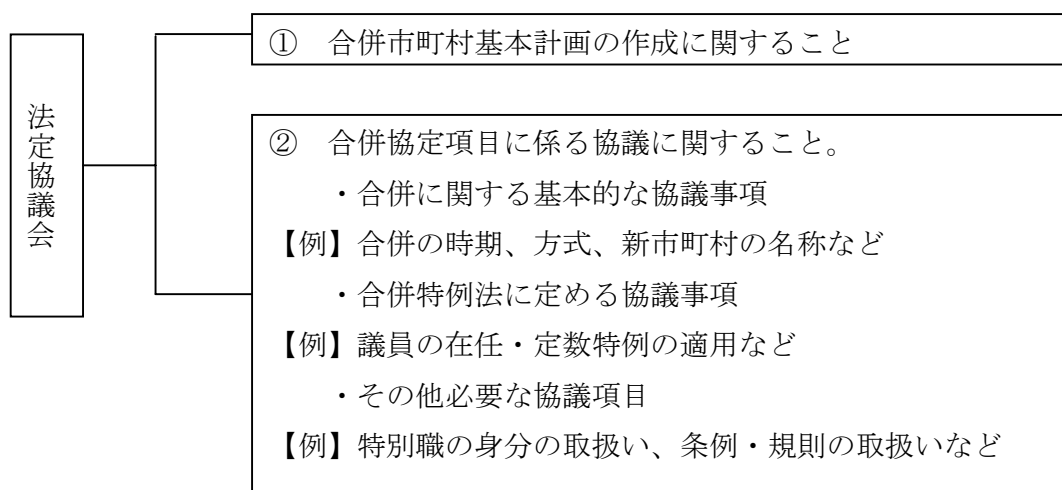
(1) 法定協議会の設置

法定協議会は、地方自治法第 252 条の 2 の規定により設置される協議会であり、合併の是非も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行うために設置される組織です。

地方自治法上の協議会はその性質から、管理執行のための協議会、連絡調整のための協議会、計画作成のための協議会と、3 種類に分類されますが、法定協議会は連絡調整と計画作成の 2 つの性質を有した協議会といえます。

(2) 法定協議会の任務

市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）第 3 条では、法定協議会について、「合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行う場であると規定しています。具体的な成果として、前者は「合併市町村基本計画」として作成し、後者はおおむね 40 程度の合併協議項目として関係市町村間で協議することとし、最終的には「合併協定書」をまとめ上げることとなります。



法定協議会では、合併市町村のビジョンを示す合併市町村基本計画を作成します。市町村の合併は、住民の生活に大きな影響を及ぼすものですから、慎重かつ公正に検討されるべきであり、加えて、合併後の市町村の将来の姿に関する適切な計画が作成される必要があります。

また、法定協議会では任意協議会で選定した「合併に伴い調整が必要な項目」を一つ一つ協議し、調整していきます。

なお、その場合、調整に時間がかかることが予想される基本5項目（「合併の方式」「合併の期日」「新市町村の名称」「新市町村の事務所の位置」「財産、公の施設等の取扱い」）を先に提案し、十分に時間をかけて検討し、その他の項目も順次、協議していく方法や他の合併協定項目を先に検討し、時間をかけて協議していく中で基本5項目を協議にかける等の方法が考えられますが、これは関係市町村の実情に合わせ関係者で十分検討していく必要があります。

① 合併市町村基本計画の作成に関すること

○合併市町村基本計画とは

市町村の合併は、住民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、住民に対して合併市町村の将来像を示し、広く住民の合併に対する関心と評価を得ることが重要です。

合併新法では、法定協議会における重要な協議事項として、合併市町村の主要施策の方針等を示した「合併市町村基本計画」の作成に関する協議を行うこととしています。また、この合併市町村基本計画を基礎として、合併新法により様々な財政措置が講じられることとなっています。

合併市町村基本計画の内容については、合併新法第6条の規定により、次のようなものが例示されています。

- | | |
|---|--|
| 1 | 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針 |
| 2 | 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項（都道府県が実施する事業を含む） |
| 3 | 公共的施設の統合整備に関する事項 |
| 4 | 合併市町村の財政計画 |

② 合併協定項目に係る協議に関すること

これらの協議の内容について、合併後の市町村の住民福祉や市町村の運営に影響のあるものは全て協議の対象となります。その例としては次のようなものがあります。

<p>1 基本的事項</p> <p>ア 合併の方式</p> <p>イ 合併の期日</p> <p>ウ 新市町村の名称</p> <p>エ 事務所の位置</p> <p>オ 財産の取扱い</p>	<p>2 合併特例法による協議事項</p> <p>ア 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>イ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>ウ 地域自治組織等の取扱い</p> <p>エ 地方税の取扱い</p> <p>オ 一般職の職員の身分の取扱い</p>														
<p>3 その他必要な協議事項</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 特別職の身分の取扱い</td> <td>ク 慣行の取扱い</td> </tr> <tr> <td>イ 条例、規則の取扱い</td> <td>ケ 国民健康保険事業の取扱い</td> </tr> <tr> <td>ウ 使用料、手数料の取扱い</td> <td>コ 介護保険事業の取扱い</td> </tr> <tr> <td>エ 事務組織及び機構の取扱い</td> <td>サ 消防防災に関する取扱い</td> </tr> <tr> <td>オ 公共的団体等の取扱い</td> <td>シ 各種福祉制度等の取扱い</td> </tr> <tr> <td>カ 補助金、交付金等の取扱い</td> <td>ス 農林水産関係事業の取扱い</td> </tr> <tr> <td>キ 町名、字名の取扱い</td> <td>セ 上・下水道の取扱い など</td> </tr> </table>		ア 特別職の身分の取扱い	ク 慣行の取扱い	イ 条例、規則の取扱い	ケ 国民健康保険事業の取扱い	ウ 使用料、手数料の取扱い	コ 介護保険事業の取扱い	エ 事務組織及び機構の取扱い	サ 消防防災に関する取扱い	オ 公共的団体等の取扱い	シ 各種福祉制度等の取扱い	カ 補助金、交付金等の取扱い	ス 農林水産関係事業の取扱い	キ 町名、字名の取扱い	セ 上・下水道の取扱い など
ア 特別職の身分の取扱い	ク 慣行の取扱い														
イ 条例、規則の取扱い	ケ 国民健康保険事業の取扱い														
ウ 使用料、手数料の取扱い	コ 介護保険事業の取扱い														
エ 事務組織及び機構の取扱い	サ 消防防災に関する取扱い														
オ 公共的団体等の取扱い	シ 各種福祉制度等の取扱い														
カ 補助金、交付金等の取扱い	ス 農林水産関係事業の取扱い														
キ 町名、字名の取扱い	セ 上・下水道の取扱い など														

出典 熊本県市町村合併ホームページ他

【添付資料】

熊本市・富合町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 熊本市及び富合町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、熊本市・富合町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に係る協議に関すること。
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所の所在地は、両市町の長が協議して定める。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員1人を含む。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、次条第1項各号に規定する委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者のうち前条の規定により会長に選任された者以外の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長及び助役
- (2) 両市町の議会の議長及び議会が選出する議員
- (3) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(専門部会)

第11条 協議会は、協議事項について調査、審議等を行うため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第13条 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第14条 協議会に付議する事項を協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第15条 第3条各号に掲げる事項について調査し、又は検討するため、協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、両市町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の会長、副会長、委員、専門部会員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮って別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

熊本市と富合町の合併協議に関する経緯

平成17年	
4月19日	熊本市長と富合町長が面談 ・富合町の村崎町長が熊本市の幸山市長を訪問し、合併を前提に勉強会設置を申し入れ、幸山市長も早期の設置を約束した。
5月10日	熊本市・富合町合同研究会（第1回）を開催
↓	合同研究会の中に10の作業部会を設置 ・作業部会ごとに「事務事業現況調査票」を作成（約590項目） ・両市町の現況、課題、メリット・デメリット、将来像をまとめ報告書素案を作成
9月29日	熊本市・富合町合同研究会（第2回）で報告書承認 ・熊本市・富合町合同研究会が富合町役場で開催され報告書が承認された。
平成18年	
3月9日	富合町議会定例会で「熊本市・富合町合併協議会の設置について」議案上程
3月16日	富合町議会定例会で「熊本市・富合町合併協議会の設置について」議案 否決
5月19日	「熊本市・富合町合併準備協議会」を設置し、第1回の協議会を開催
7月13日	第2回熊本市・富合町合併準備協議会の開催
9月4日	第3回熊本市・富合町合併準備協議会の開催
11月21日	富合町臨時議会 法定協議会設置議案可決
12月5日	第4回熊本市・富合町合併準備協議会の開催（協議項目：106項目承認） 解散
12月11日	熊本市議会 法定協議会設置議案提出
12月27日	熊本市議会 法定協議会設置議案可決
平成19年	
1月5日	「熊本市・富合町合併協議会」を設置

熊本市と富合町の現況

項 目		熊本市	富合町	単位	備考	
三 役	長	幸山 政史	村崎 秀	—	H18.12現在	
	任期	H22.12.2	H20.3.16			
	助役	三嶋 輝男	田中 榮信			
	収入役	川上 憲司	—			
議 会	議長	税所 史熙	米原 靖雄	—	H18.7現在	
	副議長	田尻 清輝	内藤 信博			
	定数	52	10			人
	任期	H19.4.30	H22.7.29			—
職員数等	職員数の状況	合計	6,249	92	人	
		一般行政	3,119	70		
		特別行政	1,436	9		
		公営企業	1,694	13		
	人口千人当たり	9.50	11.49		H17.4.1現在	
	職員給料等の状況	平均給料月額	3,618	3,498	百円	
ラスパ ^o イス指数		100.3	95.8	—		
一般職員平均年齢		42.8	43.4	歳		
人 口	合計	672,114	7,826	人	H17国勢調査	
	人口構成比	15歳未満	14.9	12.2		%
		15～64歳	66.7	57.9		
		65歳以上	18.3	29.9		
人口密度	2,482	403	人/km ²			
世帯数	276,890	2,294	世帯			
有権者数	526,821	6,682	人	H17.12.2現在		
面 積	総面積	合計	267.08	19.59	km ²	
		農用地	74.15	9.28		
		森 林	40.32	3.33		
		宅 地	76.02	2.01		
沿 革	M22.4.1 市制施行		S30.4.1 合体 守富村・杉合村 (富合村となる)		—	
	S30.4.1 編入 松尾村		S46.8.1 町制施行			
	S32.1.1 編入 小島町・龍田村					
	S33.4.1 編入 中島村					
	S45.11.1 編入 託麻村					
	H3.2.1 編入 北部町・河内町・ 飽田町・天明町					
産業構造	総生産額	合計	2,079,088	20,684	百万円	
		第一次	19,982	1,269		
		第二次	239,548	3,928		
		第三次	1,959,667	15,700		
	就業人口	合計	312,869	3,706	人	
		第一次	11,183	709		
		第二次	58,108	880		
主要農産物	1米 458		1米 80		千万円	
	2なす 421		2メロン 39			
	3みかん 375		3きゅうり 33			

項 目			熊本市	富合町	単位	備考	
広域連合・一部事務組合処理事務			—	消防 救急 ごみ処理 し尿処理 火葬場 介護認定審査 障害者の介護給付 費等の支給審査 広域計画	—	—	
公営企業			上水道 交通 (路面電車・バス) 病院 電気 下水道(公共) と蓄場 観光施設 宅地造成 駐車場	下水道(公共)	—	—	
事務の委託			—	公平委員会	—	—	
決算収支 (普通会計)	歳入	H14年度決算	231,095	3,919	百万円	H14～16年度 地方財政状況 調査	
		H15年度決算	225,375	3,574			
		H16年度決算	215,198	3,073			
	歳出	H14年度決算	225,892	3,793			
		H15年度決算	221,604	3,398			
		H16年度決算	211,335	2,942			
主な歳入 歳出 (普通会計)	歳入	計	215,198	3,073	百万円	H16年度決算	
		地方税	82,220	567			
		地方交付税	35,459	1,037			
		国県支出金	36,258	323			
		地方債	22,956	251			
		その他	38,305	895			
	歳出	計	211,335	2,942			
		義務的経費	計	122,458			1,482
			人件費	44,012			747
			扶助費	43,617			390
			公債費	34,829			345
		物件費	21,904	331			
		補助費等	8,196	392			
		繰出金	24,908	362			
		投資的経費	計	25,328			322
内普通建設事業費			24,452	297			
内補助	6,815		2				
内単独	16,226	286					
その他	8,541	53					
税収の 状況	合 計	計	82,220	567	百万円	H16年度	
		市町村 民税	計	34,491			195
			個人	25,056			152
		法人	9,435	43			
		固定資産税	35,648	304			
その他	12,080	68					

項 目		熊本市	富合町	単位	備考		
主な 財政指標	標準財政規模	125,547	1,702	百万円	H16年度		
	財政力指数(13~15)	0.643	0.369	—			
	経常収支比率	計	87.8	93.5		%	
		内人件費	30.2	33.8			
		内公債費	21.6	18.0			
	実質収支比率	2.0	4.6				
	公債費比率	19.6	16.3				
	公債費比率(含債務負担)	19.7	19.8				
	起債制限比率	14.7	12.6				
	公債費負担比率	20.2	15.0				
	地方債現在高	299,159	4,249	百万円			
	積立金 現在高	計	12,481				671
		財政調整基金	9,583				452
減債基金		731	78				
特定目的基金		2,167	141				
土地開発基金現在高	2,578	—					
税の 徴収率	市町村 税	計	90.5	92.4	%	H16年度	
		現年	97.5	97.7			
		滞納	18.9	8.3			
	国民健 康保険 税(料)	計	73.4	88.9			
		現年	88.1	95.9			
		滞納	12.5	21.1			
公共施設 整備率	道 路	改良率	60.4	54.7	%	H14年度 ()はH16年 度末	
		舗装率	89.2	97.1			
	橋 梁	永久橋比率	99.9	100.0			
		ごみ	収集率	100.0			100.0
	し尿	収集率	6.5	24.2			
	上水道 等	普及率	98.5	92.1			
	公共下 水道	普及率(人口)	79.6 (82.4)	5.7 (16.07)			
	公営住 宅	世帯数比率	4.8	2.2			
	小学校	危険校舎面積比率	0.4	—			
中学校	危険校舎面積比率	0.2	—				
施設数	幼稚園	57 (50)	0 (0)	—	()は市町村 立、組合立以 外内数		
	小学校	82 (1)	1 (0)				
	中学校	45 (8)	1 (0)				
	高等学校	28 (26)	0 (0)				
	保育所	128 (107)	3 (3)				
	老人ホーム	28 (26)	2 (1)				

平成18年3月 熊本縣市町村要覧

【参 考】

市町村の合併の特例等に関する法律（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（合併協議会の設置）

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(以下「合併市町村基本計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充てる。

4 次条第十八項又は第五条第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第五条第一項の代表者を委員として加えることができる。

- 5 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

- 2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 第六十一条第二十三項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。
- 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 9 第七項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二条第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会(地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。)又は当該

合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

- 10 第四項の規定は、第七項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

第二章 地方自治法の特例等

(市となるべき要件の特例)

第七条 次に掲げる処分については、地方自治法第八条第一項各号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口三万以上を有することとする。

- 一 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの(次項の規定に該当するものを除く。)
- 二 地方自治法第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの(当該市町村の合併の日に市とするものに限る。)

- 2 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

(議会の議員の定数に関する特例)

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編

入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合に行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法第一百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合に行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合に

において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
 - 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
 - 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第十条 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であった者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百六十一条第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第四条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の三十
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十七
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の四十一

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第十一条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第七条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第一項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第十二条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

(一部事務組合等に関する特例)

第十三条 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項及び次条第四項第一号において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十一条の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十一条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第十四条 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織

- する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。
- 2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあっては当該同一の数が、同一の数でない場合にあっては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。
 - 3 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあっては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあっては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。
 - 4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合
 - 二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があった場合
 - 三 市町村の合併の日前に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であって合併関係市町村に係るものが行われた場合
 - 5 前項第二号の異議の申出があった場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体（当該異議の申出をした地方公共団体を除く。）の長に通知しなければならない。
 - 6 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第十五条 合併関係市町村の長は、地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(次項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第七条第一項又は第三項の規定による申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

(地方税に関する特例)

第十六条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口(同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。)が三十万未満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間に行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りでない。

3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村(首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法(昭和三十九年法律第二百九号)第二条第一項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。)である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年(当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。)の翌

年の一月一日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地(地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。)で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村(特定市町村である市を除く。)の区域内に所在する市街化区域農地であったもの(以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。)に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分(当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなった場合にあっては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分)の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を同法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

(地方交付税の額の算定の特例)

第十七条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合には、合併市町村については、同法第十三条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

- 2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く九年度について、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く七年度について、当該市町村の合併が平成二十一年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度について、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

(地方債についての配慮)

第十八条 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(災害復旧事業費の国庫負担等の特例)

第十九条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

(流域下水道に関する特例)

第二十条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可を受けた事業計画に係る流域下水道(同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。)により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県(同法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、同項の協議に係る都道府県)及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日(当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。)までの間、当該事業計画(当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

- 2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。
- 3 第一項に規定する都道府県(下水道法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、当該市町村)は、前二項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第二十一条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属し

ていた郡市の区域(指定都市である合併市町村にあつては、指定都市であった合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区域及びその区域の全部又は一部が当該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた郡市の区域。次項において同じ。)を合わせて一選挙区を設けることができる。

- 2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。
- 3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

(地域審議会)

第二十二条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(次項において「地域審議会」という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の設置手続等の特例)

第二十三条 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。

- 2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二条の四から第二百二条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の区長)

第二十四条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

- 2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。
- 3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。
- 4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。
 - 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
- 8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつ

つ、担任する事務を処理するものとする。

- 1 3 地方自治法第百六十五条第二項及び第七十五条第二項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第百六十五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「区長(市町村の合併の特例等に関する法律第二十四条第一項に規定する区長をいう。以下同じ。)」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村(同法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第七十五条第二項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 1 4 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

(住居表示に関する特例)

第二十五条 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第二十三条第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第二条に規定する住居の表示についても、同様とする。

第三章 合併特例区

(合併特例区)

第二十六条 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

- 2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第二十七条 合併特例区は、地方自治法第一条の三第一項の特別地方公共団体とする。

(合併特例区の設置)

第二十八条 合併関係市町村は、第二十六条の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併関係市町村が

- 一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。次項並びに第三十二条第四項及び第五項において同じ。)の認可を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定に基づく認可を行う場合は、地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づく処分に併せて行わなければならない。
 - 3 合併関係市町村は、第一項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。
 - 4 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

(合併特例区の設置に伴う権利の承継)

- 第二十九条 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に於いて当該合併特例区が承継するものとすることができる。
- 2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区の権能)

- 第三十条 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

(合併特例区の規約)

- 第三十一条 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
- 一 合併特例区の名称
 - 二 合併特例区の区域
 - 三 合併特例区の設置期間
 - 四 合併特例区の処理する事務
 - 五 地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の設置及び管理を行う場合に於ては、当該公の施設の名称及び所在地
 - 六 合併特例区の事務所の位置
 - 七 合併特例区の長の任期
 - 八 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期
 - 九 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法
 - 十 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項
- 2 前項第三号の設置期間は、当該合併特例区が同項第四号の事務を処理することが適当

と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができない。

(合併特例区の規約の変更)

第三十二条 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によって定める。

- 2 前項の協議については、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならない。
- 3 第一項の協議については、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 4 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、前条第一項第一号、第六号又は第九号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。
- 5 合併市町村は、前項ただし書に規定する事項のみに係る合併特例区の規約を変更したときは、直ちに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 合併市町村は、第四項の認可を受けたとき又は前項の届出をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(合併特例区の長)

第三十三条 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

- 2 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。
- 3 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第百四十一条第二項の規定及び同法第百六十六条第二項において準用する同法第百四十一条第二項の規定にかかわらず、合併市町村の助役と兼ねることができる。
- 4 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第百四十一条第二項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第百五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所又は同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。
- 5 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他合併特例区の長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
- 6 地方自治法第百四十一条、第百四十二条、第百四十三条第一項前段、第百六十五条第二項、第二百四条、第二百四条の二及び第二百五条並びに地方公務員法第三十四条の規定は、合併特例区の長について準用する。この場合において、地方自治法第百四十一条、第百四十二条及び第百四十三条第一項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特

例区」と、同法第百六十五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「合併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第二百四条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

7 第一項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

(合併特例区の長の権限)

第三十四条 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 合併特例区の職員のうち、合併特例区の長があらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事故があるとき又は合併特例区の長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 合併特例区の長は、その権限の一部を当該合併特例区の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。
- 4 合併特例区の長は、合併特例区の職員を指揮監督する。
- 5 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。

(合併特例区規則の公布)

第三十五条 合併特例区の長は、前条第五項の規定により第五十三条及び第五十四条第一項に規定する合併特例区規則を制定した場合には、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。

- 2 地方自治法第十六条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による合併特例区規則の公布について準用する。この場合において、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第三十六条 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。

- 2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。
- 3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。

- 4 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。
- 5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。
- 6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条第一項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。
- 7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会(市町村の合併の特例等に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)の構成員」と、同法第二百三条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の会長及び副会長)

第三十七条 合併特例区協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。
- 3 合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
- 4 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。
- 5 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(合併特例区協議会の権限)

第三十八条 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

- 2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要が

あると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

- 4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

(合併特例区の職員)

第四十条 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

(合併特例区の休日)

第四十一条 合併特例区に対する地方自治法第四条の二の規定の適用については、同条第一項、第二項第三号及び第四項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。

(合併特例区の予算)

第四十二条 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。

- 2 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。
- 3 合併特例区の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができる。
- 4 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算を作成したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。
- 5 合併特例区の長は、第一項から第三項までの規定により予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 6 合併特例区の長は、前項の規定により合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならない。
- 7 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の長の承認を受けたときは、直ちに当該承認を受けた予算の要領を公表しなければならない。

(長期借入金等の禁止)

第四十三条 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(合併特例区の会計事務)

第四十四条 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

(合併特例区の決算)

第四十五条 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。

- 2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。
- 3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。
- 4 合併特例区の長は、第二項の規定により決算を合併特例区協議会の認定に付するに当たっては、事業報告書その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 5 合併特例区の長は、決算をその認定に関する合併特例区協議会の決定及び第二項の規定による監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。
- 6 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区に対する財源措置)

第四十六条 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の財務に関する規定の準用)

第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百十五条(第五号を除く。)、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第五項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三(第三項を除く。)、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、

同法第二百九条第二項、第二百二十八条第一項前段、第二百三十七条第二項、第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併特例区の公の施設)

第四十八条 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。

- 2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。
- 3 地方自治法第二百四十四条第二項及び第三項、第二百四十四条の二第二項から第十一項まで及び第二百四十四条の三の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項及び第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「その区域内に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の二第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席議員」とあるのは「出席構成員」と、同条第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第六項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議決を経なければ」とあるのは「合併特例区協議会の同意を得なければ」と、同条第七項及び第八項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第九項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第十項及び第十一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、同条第二項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有する者」と、同条第三項中「関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければ」とあるのは「関係普通地方公共団体にあつては議会の議決を経なければならず、合併特例区にあつては合併特例区協議会の同意を得なければ」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する不服がある者は、合併特例区の長に対して審査請求をすることができる。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

第四十九条 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

- 一 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産(地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。)を交換し、出資の目的とし、若し

くは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

二 財産を信託する場合

三 前二号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(報告等)

第五十条 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

2 合併市町村の長は、合併特例区の実務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

(合併特例区の監査)

第五十一条 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の実務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区の解散)

第五十二条 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合(政令で定める場合に限る。)に解散する。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第五十三条 合併特例区の長は、第三十五条第二項において読み替えて準用する地方自治法第十六条第三項及び第四項、第四十一条において読み替えて適用する同法第四条の二第一項、第二項第三号及び第四項並びに第四十七条において読み替えて準用する同法第

二百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条第二項及び第五項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

- 2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(住居表示に関する特例)

第五十五条 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

- 2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとする。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第五十六条 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(政令への委任)

第五十七条 この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(失効)

第二条 この法律は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。